

○勤労福祉会館条例

(設置)

第1条 勤労者の文化の向上及び福祉の増進のための施設として、本市に勤労福祉会館(以下「会館」という。)を設置する。

(位置及び名称)

第2条 会館の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市日の出町1丁目5番地

名称 横須賀市立勤労福祉会館

(館長等)

第3条 会館に次の者を置く。

- (1) 館長
- (2) その他必要な者

(指定管理者による管理)

第4条 次に掲げる会館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 会館の使用の許可に関すること。
 - (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定める業務
- 2 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に会館の使用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
 - 3 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者(使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
 - 4 使用者が前項の規定により支払う利用料金の額は、第13条第1項に規定する使用料と同額とし、同条第2項の規定に準じて納入しなければならない。
 - 5 指定管理者は、利用料金の減免及び還付については、第13条第3項又は第14条の規定に準じて行うものとする。
 - 6 第13条及び第14条の規定は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

(指定管理者の公募)

第5条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 規則で定める図書等

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、申請したもののうち会館の設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が会館の適切な維持及び管理を行うとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理及び業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(使用の特例)

第8条 指定管理者は、勤労者及び勤労者団体による会館の使用のほか、市民の文化の向上及び福祉の増進を図るために、その使用を認めることができる。

(休館日)

第9条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1項及び第2項に規定する施設(以下「ホール等」という。)

ア 毎月第3木曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

- (2) 駐車場 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に休館日を変更し、又は設けることができる。

3 臨時に休館するときは、その都度会館前にその旨を掲示するものとする。

(使用時間)

第10条 会館の使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) ホール等 午前9時から午後9時まで
- (2) 駐車場 終日

(使用許可)

第11条 会館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 会館の建物又は附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が適当でないとき。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の使用許可について条件を付することができる。

(使用の制限)

第12条 同一の者が会館を使用できる期間は、引き続いて3日又は使用期日の属する月を通じて5日までとする。ただし、トレーニング室の使用又は指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第13条 会館の使用については、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

- 2 ホール等の使用料は、指定管理者が特別の理由があると認めるもののほか、前納しなければならない。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により、使用することができないとき。
- (2) 本市の都合により使用許可を取り消されたとき。
- (3) その他規則で定めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(使用者の行う設備等)

第16条 使用者は、会館の使用に伴い会館において特別の設備、装飾、寄附の募集その他の附帯行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(使用許可事項の変更等)

第17条 使用者が許可を受けた事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 第11条第1項ただし書に規定する理由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第19条 使用者は、会館の使用に伴い現状を変更した場合において、その使用を終了したとき又は前条の規定により使用の許可を取り消され、使用の制限を受け、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、自己の負担において直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長において原状に復さないことを承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(その他の事項)

第20条 この条例に定めるもののほか、会館の管理について必要な事項は、市長が定める。

別表(第13条第1項関係)

1 ホール等使用料

施設	区分	使用料
ホール	1時間につき	円 1,530
第1会議室	1時間につき	1,170
第2会議室	1時間につき	670
第3会議室		
第5会議室		
第6会議室		
第1研修室		
第1和室 音楽室		
第4会議室	1時間につき	540
第2研修室	1時間につき	430
第2和室		
第3研修室	1時間につき	1,050

備考 営利目的又は飲食を伴うパーティー、催物その他の会合に使用するときの使用料は、規定の使用料に30割を加算する。

2 トレーニング室使用料

施設	区分	午前	午後	夜間
	トレーニング室	各区分ごとに 1人につき 260円		

備考 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時までとする。

3 駐車場

区分		使用料	
1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時30分まで	1回1時間まで	円 420
		1回1時間を超えた場合は、420円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
	上記以外の時間	30分までごとに	100

備考

- 1 駐車場に入場できる時間は、午前8時30分から午後9時まで、出場できる時間は、終日とする。
- 2 午前8時30分前から連続して駐車するときの午前8時30分から午後9時30分までの使用料は、この表の規定にかかわらず、30分までごとに210円とする。